

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 耕地整理換地処分の認可  
指定医療機関の辞退  
医療機関の指定  
豚コレラ予防注射の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十七号

鳥取市湖山町堀越第三区耕地整理組合から申請のあつた換地計画の変更は、耕地整理法第三十条第三項の規定により、昭和三十五年五月二十八日認可した。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第二百八十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名 称 所 在 地

昭和三十五年 八頭郡郡家町国民健 八頭郡郡家町大字  
五月一日 康保険久能寺診療所 久能寺七一二番地

### 鳥取県告示第二百八十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所名  
昭和三十五年 久能寺診 八頭郡郡家町久 郡家保健所  
五月二日 療所 能寺七一二番地

六月一日 樋口医院 鳥取市大桶五〇 鳥取保健所  
七の一

鳥取県告示第二百九十号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領によつて注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十日	八頭郡河原町西郷地区	各豚舎巡回注射
" "	" 国英地区	"
" "	" 郡家町国中地区	"
" 二十一日	" 中私都地区	"
" "	" 郡家地区	"
" 二十二日	河原町八上地区	"
" "	河原地区	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所 鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所